平成２４年（フ）第２６号
高知県幡多郡大月町大字弘見2216番地10
債務者　宮口　林三
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５０号
高知県宿毛市片島12番73―12号　江ノ島２
債務者　梶原　利彦
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５３号
高知県四万十市具同7058番地33
債務者　山﨑　孝介
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後０時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６５３号
神戸市北区有野台６丁目20番地　B15棟403号、従前の住所神戸市北区有野台５丁目４番B43棟508号
債務者　平松　久典
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９０号
神戸市中央区野崎通６丁目２番21―400号、従前の住所神戸市中央区葺合町字蟬山１番地の７　熊内台セントポリア1002号
債務者　横谷　　敦
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９１号
神戸市中央区野崎通６丁目２番21―400号、従前の住所神戸市中央区葺合町字蟬山１番地の７　熊内台セントポリア1002号
債務者　横谷　まき
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県丹波市春日町中山914番地１　市営住宅中山団地306号
債務者　高松　泰寛
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
長崎県長崎市鳴見台１丁目41番14号
債務者　天野　昌敏
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地50緑ケ浜団地３号棟202号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2573番地１、前々住所鹿児島県志布志市志布志町安楽2191番地１、前々々住所鹿児島県志布志市志布志町志布志２―17―21、前々々々住所鹿児島県志布志市志布志町安楽5772―11
債務者　西村　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
鹿児島県鹿屋市大浦町12852番地１、前住所鹿児島県志布志市有明町野井倉4899番地３
債務者　齋藤　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
青森県上北郡七戸町字上町野86番地２　高坂アパート24号
債務者　天間　孝広
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
青森市堤町２丁目４番９号　コーポ・サン102号
債務者　前田　省三
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
熊本市東区湖東２丁目５番９号　パークサイドコーポ101号室
債務者　西田　史生
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２９号
熊本市東区東町３丁目６番23―20号
債務者　久保田健太
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３７号
熊本県上益城郡御船町大字小坂1516番地
債務者　真田　禎子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３８号
熊本市東区渡鹿８丁目１番73号　久根山ハイツ203号
債務者　森　　弘信
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９６号
青森県八戸市小中野６丁目18番13号　秋山アパート２号、前住所青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根10番地４
債務者　古里　春治
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係